

受託開発競争力強化支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付する受託開発競争力強化支援助成金の取扱いについては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金 交付規程（以下「助成金交付規程」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(制度の目的)

第2条 財団は、県内 IT 事業者が、発注者により近い上流工程の受託事業や、大規模な受託事業を受注することをもって受託事業者および地域の IT 産業の利益が増大することを目的として、そのために必要となるエンジニア等にかかる経費のうち代表理事副理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「県内の」とは、島根県内に本社、支社又は、開発センターを有することをいう。
- (2) 「IT 事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの制作を行う企業をいう。

(助成金の交付対象事業者)

第4条 次の各号のいずれかを満たす者を助成金の交付対象事業者（以下、「助成対象事業者」という。）とする。

- (1) 県内の IT 事業者
- (2) 複数の県内の IT 事業者で構成されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等

(助成金の交付申請者の要件)

第5条 助成金の交付申請者は、前条のほか次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 当該事業申請日、又は助成金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

(助成金の対象事業)

第6条 助成金が対象とするのは、助成対象事業者が計画的に受託の体制や環境を整備することで、次の各号のいずれかの実現を目指す場合とする。

- (1) 助成対象事業者が、地域の代表企業として受託し、県内の他の IT 事業者に再委託することで連携関係を構築する（少なくとも自社を除いて2社以上が新たな受注機会を得ることを期待できる場合）。
- (2) 助成対象事業者が、当該受託事業を通じて、3年後に自社の付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が9%以上増加する。

(助成対象経費等)

第7条 助成金の対象経費、限度額、助成率及び助成期間は、以下のとおりとする。

- (1) 対象経費（別表1に掲載）
- (2) 助成限度額、助成率及び助成期間

助成金の対象事業	助成限度額	助成率	助成期間
助成対象事業者が、地域の代表企業として受託し、県内の他の IT 事業者に再委託することで連携関係を構築する（少なくとも自社を除いて2社以上が新たな受注機会を得ることを期待できる場合） 事業 ※第6条1項関係	1事業につき 200万円	対象経費 の1/2 以内	原則1年 以内
助成対象事業者が、当該受託事業を通じて、3年後に自社の付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が9%以上増加する事業 ※第6条2項関係	1事業につき 300万円	対象経費 の2/3 以内	

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、助成金交付申請書（様式第1号）とする。なお、前条までの各規定に適合するものであれば、複数の受託事業を併せて申請できるものとする。

(交付の決定)

第9条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書を受理したときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(助成事業の変更等の承認申請等)

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ受託開発競争力強化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書（様式第3号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(2) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 代表理事副理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる

3 代表理事副理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を受託開発競争力強化支援助成金変更等承認通知書（様式第4号）により当該助成事業者に通知しなければならない。

（助成事業の遂行状況報告）

第11条 助成事業者は、代表理事副理事長の指示を受けた場合は、遂行状況を受託開発競争力強化支援事業遂行状況報告書（様式第5号）により代表理事副理事長に報告しなければならない。

2 代表理事副理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる

（実績報告）

第12条 助成事業者が助成事業を完了したときに提出する実績報告書は、受託開発競争力強化支援事業実績報告書（様式第6号）とする。

2 助成事業者は、前項の実績報告書を当該助成事業の完了の日から15日を経過した日までに代表理事副理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第13条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し交付確定通知書（様式第7号）により助成事業者に通ずるものとする。

2 代表理事副理事長は、前項の場合において確定した額を超える助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（助成金の支払）

第14条 代表理事副理事長は、第2条に規定する助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 助成事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、代表理事副理事長が別に定める日までに受託開発競争力強化支援事業費助成金概算（精算）払請求書（様式第8号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

（助成金交付の条件）

第15条 代表理事副理事長は、助成事業者に対し、助成金の交付の目的を達成するため次

に掲げる条件を付するものとする。

(条件)

助成事業者は、助成事業の実施結果をもって今回申請の目的の達成に努めるとともに、助成事業終了後5年間、代表理事副理事長が別に定める日までに事業状況を受託開発競争力強化支援事業化状況報告書(様式第9号)により代表理事副理事長に報告すること。

(交付の決定の取消等)

第16条 代表理事副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
 - (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がある。

(助成金の返還)

第17条 代表理事副理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

- 2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

- 2 助成事業者は、財団が指定する納付期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付するものとする。

- 3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を徴収しないものとする。

(書類の保管)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他代表理事副理事長が別に定める書類を当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附則 1 この要綱は平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附則 2 この要綱は令和 2 年 4 月 27 日から施行する。

(別表1)
助成対象経費内訳

	費 目	内 容
社員負担	家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点が変わる場合に対象 ・社員が派遣されている間の家賃 (ホテルの長期契約等を含む) ※敷金・礼金等は助成対象外
企業負担	家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点が変わる場合に対象 ・社員が派遣されている間の家賃 (ホテルの長期契約等を含む) ※敷金・礼金等は助成対象外
	教材費	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修、派遣研究の際に必要な教材に係る費用、学校等の受講料 ・パソコン等は研修期間中のリース代に限り対象
	研修・研究材料費	<ul style="list-style-type: none"> 研修・研究の際に必要な材料に係る費用 ※携帯利用料は対象外
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 社員の派遣等の際に生ずる旅費等
	生活支度費	<ul style="list-style-type: none"> ・引越料金、赴任旅費 ・家電はレンタル代が対象 ・TV等の娯楽用品は助成対象外
集合型研修	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象事業者、助成対象事業と連携関係を構築する県内 IT 事業者が、受託事業を受注する上で必要とされる技術を習得するために行う研修で、講師費用（謝金、旅費）、教材購入費、教室借用費などを要する場合に対象 ※対象となる研修例：開発言語、開発技法、ソフトウェアテスト手法 	
<p>※交付決定日以降に発生したものが対象</p> <p>※集合型研修については、助成限度額を上限とし1回の研修あたり一律定額 20 万円を助成する。</p>		